平成２３年（再ロ）第１３号
高知市丸ノ内２丁目３番19号　201号
再生債務者　毛利　幸男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月６日から平成24年１月20日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号
石川県羽咋郡志賀町西海風無リの13番地
再生債務者　小網　一男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月20日から平成24年２月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４号
名古屋市中村区日吉町22番地　コーポマウンテン303号
再生債務者　木南　久夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年12月22日まで
平成23年12月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第１０００５号
東京都東村山市青葉町３丁目13番地78
再生債務者　佐藤　稔之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年12月26日まで
平成23年12月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再ロ）第２号
佐賀県唐津市菜畑3275番地５
再生債務者　山口　恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月１日　佐賀地方裁判所唐津支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所公告第３号
平成23年12月18日に執行する本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。
平成 23 年 12 月 12 日
独立行政法人都市再生機構
本庄都市開発事務所
所長　並木　信也
記
1　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
相川　一浦	埼玉県本庄市見福２丁目19番３号
井上　良和	埼玉県本庄市北堀200番地１
有限会社小暮自動車	埼玉県本庄市寿三丁目１番９号
渡部　幸子	埼玉県本庄市北堀1773番地
髙山　　登	埼玉県本庄市北堀1505番地１
井上　健治	埼玉県本庄市北堀184番地
荒井　　信	埼玉県本庄市東富田291番地１
笠原　哲夫	埼玉県本庄市けや木３丁目16番８号
鯨井　武明	埼玉県本庄市北堀1711番地２
萩原　光紀	埼玉県本庄市北堀244番地
茂木　武夫	埼玉県本庄市北堀1654番地２
茂木　忠義	埼玉県本庄市北堀1717番地１

独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所公告第４号
平成23年12月18日に執行する本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。
平成 23 年 12 月 12 日
独立行政法人都市再生機構
本庄都市開発事務所
所長　並木　信也

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月二十四日
掲載貢　六十三頁（号外第二二八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十一月二十五日
掲載貢　九十四頁（号外第二五二号）
平成二十三年十二月十二日
東京都千代田区神田佐久間町二丁目一八番
（甲）株式会社日本キャスト
代表取締役　齋藤　　勇
東京都千代田区神田佐久間町二丁目一八番
（乙）アキバワークス株式会社
代表取締役　吉田　光哉

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年十一月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年二月二十四日までにお申し出下さい。
平成二十三年十二月十二日
滋賀県大津市松本一丁目二番一号
（甲）社団法人滋賀県造林公社
理事長　嘉田由紀子
滋賀県大津市松本一丁目二番一号
（乙）財団法人びわ湖造林公社
理事長　田口宇一郎

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年一月二十日であり、
組織変更後の商号は株式会社藪製作所とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十二月十二日
静岡県裾野市御宿松ノ木田六六番地の一
合資会社藪製作所
代表社員　藪　　昭夫

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千万円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載貢　一六三頁（号外第一三五号）
平成二十三年十二月十二日
札幌市西区西町南十三丁目一番三五号
株式会社エー・エム・シー
代表取締役　佐藤　　進

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四百万円減少し四百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十四年一月二十三日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十二月五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十二月十二日
福島県いわき市小名浜字辰巳町三八番地六
有限会社小名浜釣具
代表取締役　大野　一夫

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五万円減少し百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年十二月十二日
東京都新宿区西新宿四丁目三三番四号　ハイネスロフティ六〇三
合同会社東京しごと応援団
代表社員　池田　昌光

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百八十万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十二月十二日
名古屋市中区錦二丁目五番三一号長者町相互ビル二〇八号
有限会社大雄調理士紹介所
代表取締役　崎　　正美